

産業廃棄物の 処理の手引き

豊かな環境を守り、はぐくみ
持続的に発展する島根をめざして



島 根 県

2018年4月改訂

目 次

I	廃棄物とは	1
	(1) 廃棄物とは	1
	(2) 産業廃棄物の範囲	1
	(3) 産業廃棄物の種類	2
	(4) 特別管理廃棄物の種類	3
II	処理の責任と役割	4
III	産業廃棄物処理施設の設置許可	4
IV	産業廃棄物の適正処理	5
V	産業廃棄物の保管基準	6
VI	産業廃棄物の委託基準	7
VII	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	8
	(1) 管理票の標準的な交付方法	8
	(2) 管理票の記載事項	8
VIII	産業廃棄物運搬車への表示と書面の備付け	9
	(1) 表示の義務について	9
	(2) 書面の備付けの義務について	9
IX	多量排出事業者の責務	9
	(1) 多量排出事業者の処理計画の策定	9
	(2) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画に関する事項	9
	(3) 多量排出事業者の範囲	9

(1) 廃棄物とは

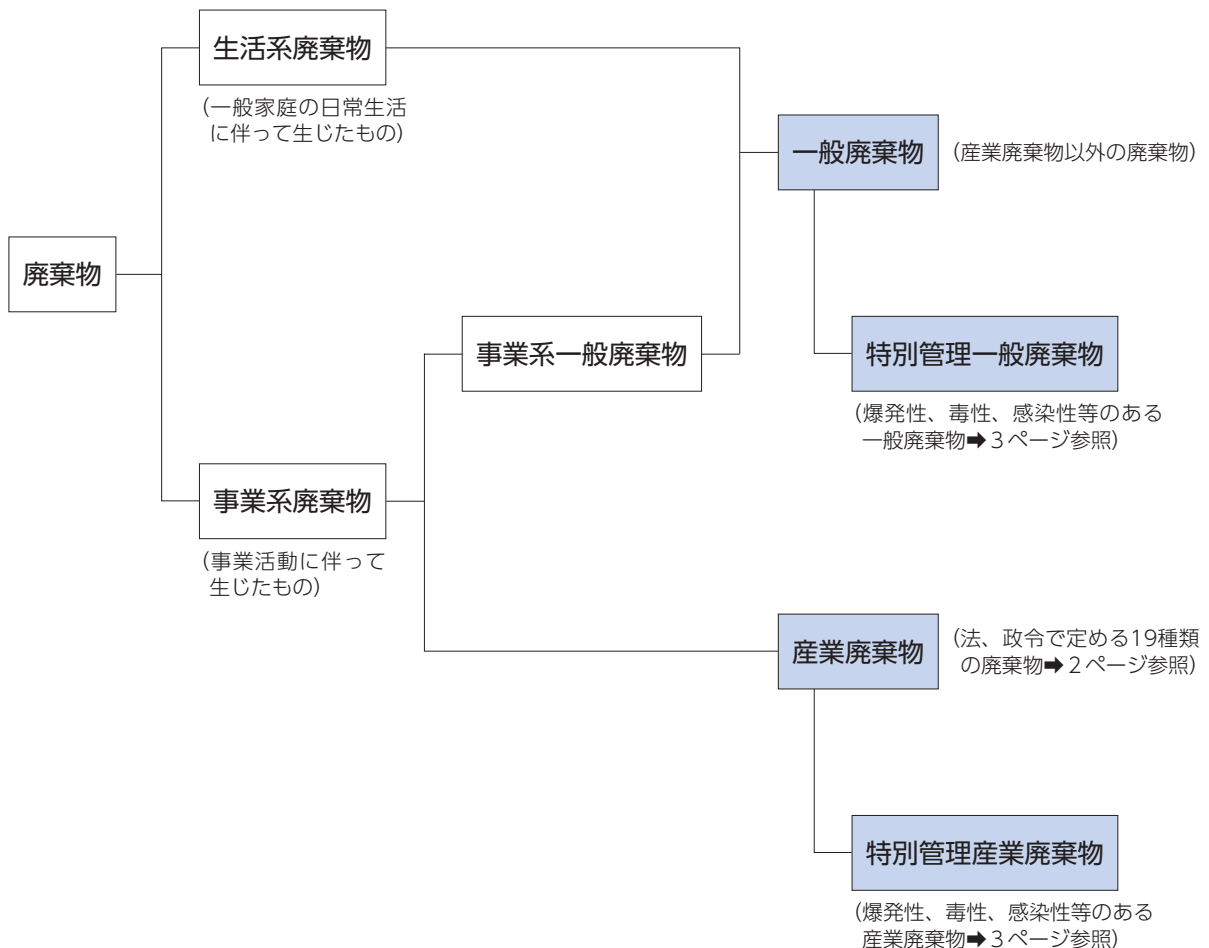
廃棄物とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）で規定されており、占有者が自ら利用し、又は他人に有償売却できないため不要になった固形状又は液状のものをいい、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。

なお、次のものは廃棄物ではありません。

- ア 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- イ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ウ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
- エ 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
- オ 気体状のもの

(2) 産業廃棄物の範囲

産業廃棄物は、事業活動から生ずる廃棄物であって、量的質的に環境汚染の原因となる可能性のあるものを産業廃棄物とし、法及び政令で指定したものをいい、これに該当しないものは、一般廃棄物として取扱います。このうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境への影響から、特別の基準で取扱う必要がある廃棄物は、それぞれ特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物として区分されています。



(3) 産業廃棄物の種類

根拠	種類	例示	業種の指定
法 律	1 ※燃え殻	石炭がら、灰かす、コークス灰	
	2 ※汚泥	活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥カーバイトかす、炭酸カルシウムかす	
	3 ※廃油	廃潤滑油、廃絶縁油、廃切削油、廃タールピッチ類、動植物性油脂	
	4 ※廃酸	廃硫酸、廃塩酸	
	5 ※廃アルカリ	廃か性ソーダ液、廃アンモニア液	
	6 廃プラスチック類	廃ポリ容器、合成繊維くず、廃タイヤ	
政 令	7 紙くず	紙、板紙のくず	パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷出版業、新聞業、製本業等
		工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くず	建設業
	8 木くず	木材片、おがくず、樹皮	木材・木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業等
		工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず	建設業
		貨物の流通のために使用したパレット	
	9 繊維くず	木綿・羊毛・絹・麻等の天然繊維くず	繊維工業（縫製除く）
		工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた繊維くず	建設業
	10 動植物性残さ	おから、あめかす、醸造かす、魚・獣のあら	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業
	11 動物系固形不要物		と畜場、食鳥処理場
	12 ゴムくず	天然ゴムくず	
13 金属くず	古鉄、ブリキ、トタンくず、鉛管くず		
14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空きびん、陶磁器くず、耐火レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じるものを除く）、コンクリート製品（製造業から出るもの）		
15 ※鉱さい	高炉、平炉等からの残さい、鋳物廃砂、不良鉱石		
16 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート・レンガ・かわら等の破片、アスファルト破片		
17 家畜ふん尿	牛、豚、にわとり等のふん尿	畜産農業	
18 家畜の死体	牛、豚、にわとり等の死体	畜産農業	
19 ※ばいじん	集じん器で集められたばいじん		
20 ※処分するために処理したもの	上記のものを処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの。コンクリート固化の処理をしたもの。		

(注1) ※については、有害であるかどうかの判断が必要です。

(判定基準については➡3ページ参照)

(注2) 上記の他、2種類以上の産業廃棄物が混合したものも該当します。

(4) 特別管理廃棄物の種類

区分	種類	備考							
特別管理廃棄物	PCBを使用した部品	一般廃棄物である廃エアコン・テレビ・電子レンジから取り出されたもの							
	水銀	水銀又はその化合物が使用されている製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀							
	ばいじん	焼却灰とばいじんが分離して排出される一般廃棄物焼却施設（1時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は、火格子面積が2㎡以上）に設けられた集じん装置で捕集されたばいじん							
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される、血液等の付着したガーゼ・紙類などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物							
特別管理産業廃棄物	油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類、廃溶剤等							
	酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸							
	廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ							
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液等の付着した注射針、ガラス、プラスチック製品などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物							
	特産業定廃棄物	<table border="1"> <tr> <td>廃PCB等・PCB汚染物・処理物</td> <td>廃PCB、PCBを含む廃油、PCBが塗布されたもの（紙くず）、PCBが染み込んだもの（汚泥、紙くず、木くず、繊維くず）、PCBが付着したもの（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類）、PCBが封入されたもの（廃プラスチック類、金属くず）及びこれらの処理物</td> </tr> <tr> <td>廃水銀等</td> <td>環境省令で定める施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。）及び、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀、並びにこれらを処理したもので水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さでないもの</td> </tr> <tr> <td>廃石綿等</td> <td>建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材・石綿含有断熱材・石綿含有耐火被覆材及び、その除去工事中から排出されるプラスチックシートなど大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など</td> </tr> <tr> <td>有害産業廃棄物</td> <td>下水道法に基づく指定下水汚泥及び法令で定める事業場より排出される燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、廃油、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処理したもので、環境省令で定める基準（下表の基準）に適合しないもの</td> </tr> </table>	廃PCB等・PCB汚染物・処理物	廃PCB、PCBを含む廃油、PCBが塗布されたもの（紙くず）、PCBが染み込んだもの（汚泥、紙くず、木くず、繊維くず）、PCBが付着したもの（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類）、PCBが封入されたもの（廃プラスチック類、金属くず）及びこれらの処理物	廃水銀等	環境省令で定める施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。）及び、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀、並びにこれらを処理したもので水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さでないもの	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材・石綿含有断熱材・石綿含有耐火被覆材及び、その除去工事中から排出されるプラスチックシートなど大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など	有害産業廃棄物
廃PCB等・PCB汚染物・処理物	廃PCB、PCBを含む廃油、PCBが塗布されたもの（紙くず）、PCBが染み込んだもの（汚泥、紙くず、木くず、繊維くず）、PCBが付着したもの（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類）、PCBが封入されたもの（廃プラスチック類、金属くず）及びこれらの処理物								
廃水銀等	環境省令で定める施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。）及び、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀、並びにこれらを処理したもので水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さでないもの								
廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材・石綿含有断熱材・石綿含有耐火被覆材及び、その除去工事中から排出されるプラスチックシートなど大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など								
有害産業廃棄物	下水道法に基づく指定下水汚泥及び法令で定める事業場より排出される燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、廃油、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処理したもので、環境省令で定める基準（下表の基準）に適合しないもの								

〔有害産業廃棄物とは〕

燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじんなどで、判定基準を越えるもの（法令で定める排出事業場のものに限る）は、有害産業廃棄物として特別管理産業廃棄物となります。

有害な産業廃棄物に係る判定基準

種類	燃え殻・ばいじん・鉍さい			廃油（廃溶剤に限る）		汚泥・廃酸・廃アルカリ				
	燃え殻・ばいじん・鉍さい（mg/L）	処理物（廃酸・廃アルカリ）（mg/L）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）（mg/L）	処理物（廃酸・廃アルカリ）（mg/L）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）（mg/L）	汚泥（mg/L）	廃酸・廃アルカリ（mg/L）	処理物（廃酸・廃アルカリ）（mg/L）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）（mg/L）	
1	アルキル水銀化合物 水銀又はその化合物	ND（注1） 0.005	ND 0.05	ND 0.005			ND 0.005	ND 0.05	ND 0.05	ND 0.005
2	カドミウム又はその化合物	0.09	0.3	0.09			0.09	0.3	0.3	0.09
3	鉛又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
4	有機燐化合物						1	1	1	1
5	六価クロム化合物	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5
6	砒素又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
7	シアン化合物						1	1	1	1
8	P C B				（廃油：0.5mg/kg）	0.003	0.03	0.03		0.003
9	トリクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
10	テトラクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
11	ジクロロメタン				2	0.2	0.2	2	2	0.2
12	四塩化炭素				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
13	1,2-ジクロロエタン				0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
14	1,1-ジクロロエチレン				10	1	1	10	10	1
15	シス-1,2ジクロロエチレン				4	0.4	0.4	4	4	0.4
16	1,1,1-トリクロロエタン				30	3	3	30	30	3
17	1,1,2-トリクロロエタン				0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
18	1,3-ジクロロプロペン				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
19	チラウム						0.06	0.6	0.6	0.06
20	シマジン						0.03	0.3	0.3	0.03
21	チオベンカルブ						0.2	2	2	0.2
22	ベンゼン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
23	セレン又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
24	1,4-ジオキサン	0.5（注2）	5（注2）	0.5（注2）	5	0.5	0.5	5	5	0.5
25	ダイオキシン類（注3） （単位はTEQ換算）	3ng/g	100pg/L	3ng/g			3ng/g	100pg/L	100pg/L	3ng/g
根拠法令	判定基準省令 別表第1・第5	廃掃法施行規則 別表第2	判定基準省令 別表第6	廃掃法施行規則 別表第2	判定基準省令 別表第6	判定基準省令 別表第5	廃掃法施行規則 別表第2	廃掃法施行規則 別表第2	判定基準省令 別表第6	

（注1）NDは検出されないこと。

（注2）ばいじん及びばいじんを処理したものについて適用する。

（注3）鉍さいについては、ダイオキシン類の基準適用はない。また、燃え殻、汚泥、ばいじん及びこれらを処理したものについては、平成12年1月15日時点で現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉等については、政令に定める方法により処分を行う限り適用はない。

Ⅱ 処理の責任と役割

排出事業者の責任

事業者は、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物について適正に処理する責任を有するとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等による減量化に努め、製造、加工、販売等に係るその製品、容器等が廃棄物となった場合において、適正な処理が困難になることのないようにしなければなりません。

なお、事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託することも認められていますが、その場合は、産業廃棄物の処理を業として行うことのできる者（産業廃棄物処理業者）に委託しなければならない等委託基準が定められています。

また、特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、その処理に関する業務を適切に行わせるために特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

Ⅲ 産業廃棄物処理施設の設置許可

許可対象の施設

次の産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければなりません。

また、維持管理基準に従って適正に管理をしなければなりません。

No.	施設の種類	許可が必要な規模 ^{注1}
1	汚泥の脱水施設	処理能力が10m ³ /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設（機械乾燥） 汚泥の乾燥施設（天日乾燥）	// 10m ³ /日 // // 100m ³ /日 //
3	汚泥の焼却施設 （PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）	処理能力が5 m ³ /日を超えるもの、200 kg/時以上又は火格子面積が2 m ² 以上
4	廃油の油水分離施設	処理能力が10m ³ /日を超えるもの
5	廃油の焼却施設（廃PCB等を除く。）	処理能力が1 m ³ /日を超えるもの、200 kg/時以上又は火格子面積が2 m ² 以上
6	廃酸・廃アルカリの中和施設（廃水処理に係る中和施設を除く。）	処理能力が50m ³ /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が5トン/日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設 （PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）	処理能力が100kg/日を超えるもの 又は火格子面積が2 m ² 以上
8-2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力が5トン/日を超えるもの
9	有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固形化施設	処理能力に関係なく全て許可が必要です。
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	
10-2	廃水銀等の硫化施設	
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物 ^{注2} の熔融施設	
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	
12-2	廃PCB又はPCB処理物の分解施設	
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	処理能力が200kg/時以上 又は火格子面積が2 m ² 以上
13-2	3、5、8、12を除く産業廃棄物の焼却施設	
14	イ 有害な産業廃棄物の最終処分場（遮断型）	全て許可が必要です。
	ロ 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類の最終処分場（安定型→5ページ参照）	
	ハ イ、ロ以外の産業廃棄物の最終処分場（管理型）	

（注1）1日当たりの処理能力は、（1時間あたりの公称能力）×（8時間）とする。ただし、許可申請時の実稼働時間が8時間を超える場合は、その稼働時間での処理能力とする。

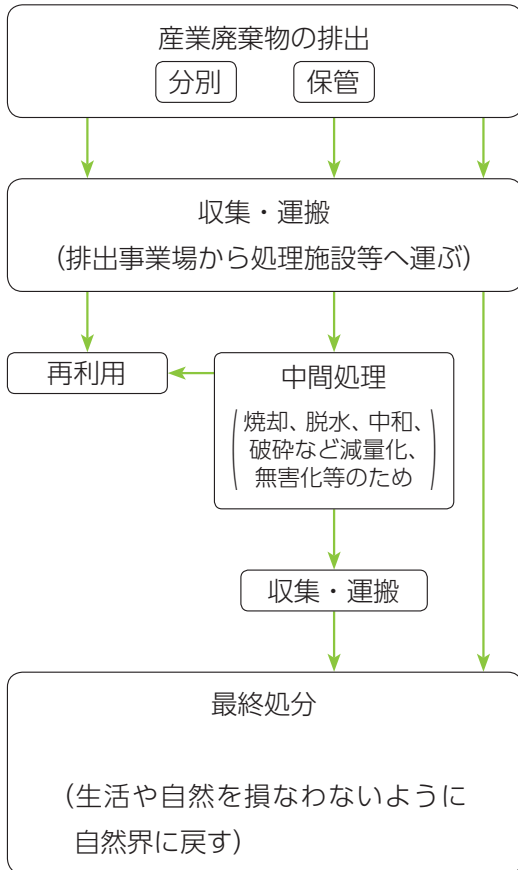
（注2）工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物で石綿をその重量の0.1%を越えて含有するもの（廃石綿等を除く）。

IV

産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の処理は、法により区分され、それぞれ処理基準が定められています。そして、発生から収集・運搬、中間処理、最終処分まで適正に処理されるよう義務付けられています。

【産業廃棄物の適正処理のフロー】



○収集運搬基準

- ・ 運搬途中で、飛散、流出、悪臭が漏れることのないようにすること等
- ・ 積替え・保管基準 (➡6ページ参照)

○処分基準

(中間処理)

- ・ 飛散、流出、悪臭が漏れることのないようにすること等
- ・ 保管基準 (➡6ページ参照)
- ・ 産業廃棄物を焼却する場合は、焼却施設を用いること等

【「野外焼却」の禁止】

(最終処分)

- ・ 埋め立て処理する場合は下記の基準に合うよう、中間処理が必要
汚泥→含水率85%以下にする
廃プラスチック類、ゴムくず→中空とならないよう、又、15cm以下に破碎する
- ・ 埋め立て禁止
廃油 (タールピッチを除く)、廃酸、廃アルカリ、廃石綿以外の特別管理産業廃棄物
- ・ 安定型産業廃棄物^(注)以外のものを安定型最終処分場に埋め立てしないこと
安定型最終処分場 安定型産業廃棄物 (混入、付着等による汚染の恐れのないもの)のみ埋め立て可能

【注】安定型産業廃棄物とは？

- ① 廃プラスチック類 (自動車等 (自動車、電気機械器具等) 破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装 (有害物質又は有機性の物質が混入・付着したものを除く。)
- ② ゴムくず
- ③ 金属くず (自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装を除く。)
- ④ ガラスくず及び陶磁器くず (自動車等破碎物、廃ブラウン管、廃石膏ボード、廃容器包装を除く。)
- ⑤ がれき類
- ⑥ 上記の産業廃棄物に準ずるものとして環境大臣が指定する産業廃棄物

○野外焼却、不法投棄や不適正処理に対しては、行政指導が厳正に行われるほか、廃棄物処理法に基づく改善命令や措置命令等の行政処分が行われます。

○罰則 (主なもの)

- ① 不法投棄及び未遂
5年以下の懲役
又は1,000万円 (法人に対しては3億円) 以下の罰金
- ② 不法焼却 (野外焼却など) 及び未遂
5年以下の懲役
又は1,000万円 (法人に対しては3億円) 以下の罰金
- ③ 不法焼却、不法投棄目的での収集運搬
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- ④ 無許可業者への委託
5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金
- ⑤ 委託基準違反
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- ⑥ マニフェストの不交付、虚偽記載等
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

V

産業廃棄物の保管基準

排出事業者、処理業者等は、産業廃棄物を収集運搬又は処分（中間処理・最終処分）を行うまでの間保管する場合には保管基準に従わなければなりません。なお、主な保管基準は以下のとおりですが、特別管理産業廃棄物などには、この他にも基準があるものがあります。

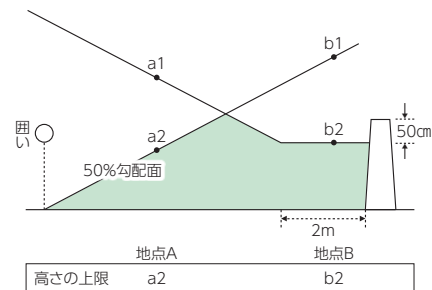
保管場所の構造等の基準

- (1) 囲いの構造
廃棄物の荷重が直接かかる場合の囲いの構造耐力上の安全性の確保（対廃棄物の重荷のほか、風圧力、地震力等）
- (2) 保管場所の掲示板の設置
 - ① 掲示板の寸法を規定
60cm×60cm以上
 - ② 表示すべき事項を規定
 - ・ 積替・保管の場所である旨
 - ・ 廃棄物の種類
 - ・ 管理者の名称、連絡先(管理を担当する課係名、電話番号)
 - ・ 最大積み上げ高さ（屋外で容器を用いない場合）
 - ・ 保管可能量（排出事業場における運搬されるまでの間の保管を除く。）
- (3) 廃棄物の飛散、流出、地下浸透（底面を不浸透性材料）、悪臭発散防止

保管の高さの制限

（屋外で容器に入れずに保管する場合）

- (1) 廃棄物が囲いに接しない場合
 - ・ 囲いの下端から勾配50%以下
- (2) 廃棄物が囲いに接する場合
 - ・ 囲いの内側 2 mは、囲い高さより50cm以下
 - ・ 2 m以上内側は、2 m線から勾配50%以下



保管量の上限

- (1) 産業廃棄物の積替・保管は平均搬出量の7日分以内
 - (2) 産業廃棄物の処分に係る保管は処理能力の14日分以内
 - ・ 対象廃棄物は全ての廃棄物
- （注）排出事業場より運搬されるまでの間の保管については適用されない。

※適用除外等

- 積替・保管の保管量の適用除外を規定
 - ・ 船舶の積載量が平均搬出量の7日分を超える場合
- 処理施設での保管量の特例
 - ・ 船舶での積載量が14日分を超える場合は、
積載量 + 処理能力 × 7日分
 - ・ 定期点検等期間中に保管する場合は、
処理能力 × 点検等の日数 + 7日分
(点検等終了後60日以内に基本数量（処理能力の14日分）に復帰)
 - ・ 廃タイヤを豪雪地帯指定区域（安来市（広瀬町、伯太町）、奥出雲町、雲南市（掛合町、吉田町）、飯南町、美郷町（旧大和村地域）、邑南町、浜田市（金城町、旭町）、益田市匹見町）で11～3月に保管する場合は、処理能力の60日分
- 再生処理施設での保管量の特例
 - ・ 建設現場から出る木くず、コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片のうち分別されたものを再生のために保管する場合は、処理能力の28日分（アスファルト・コンクリート破片は70日分）

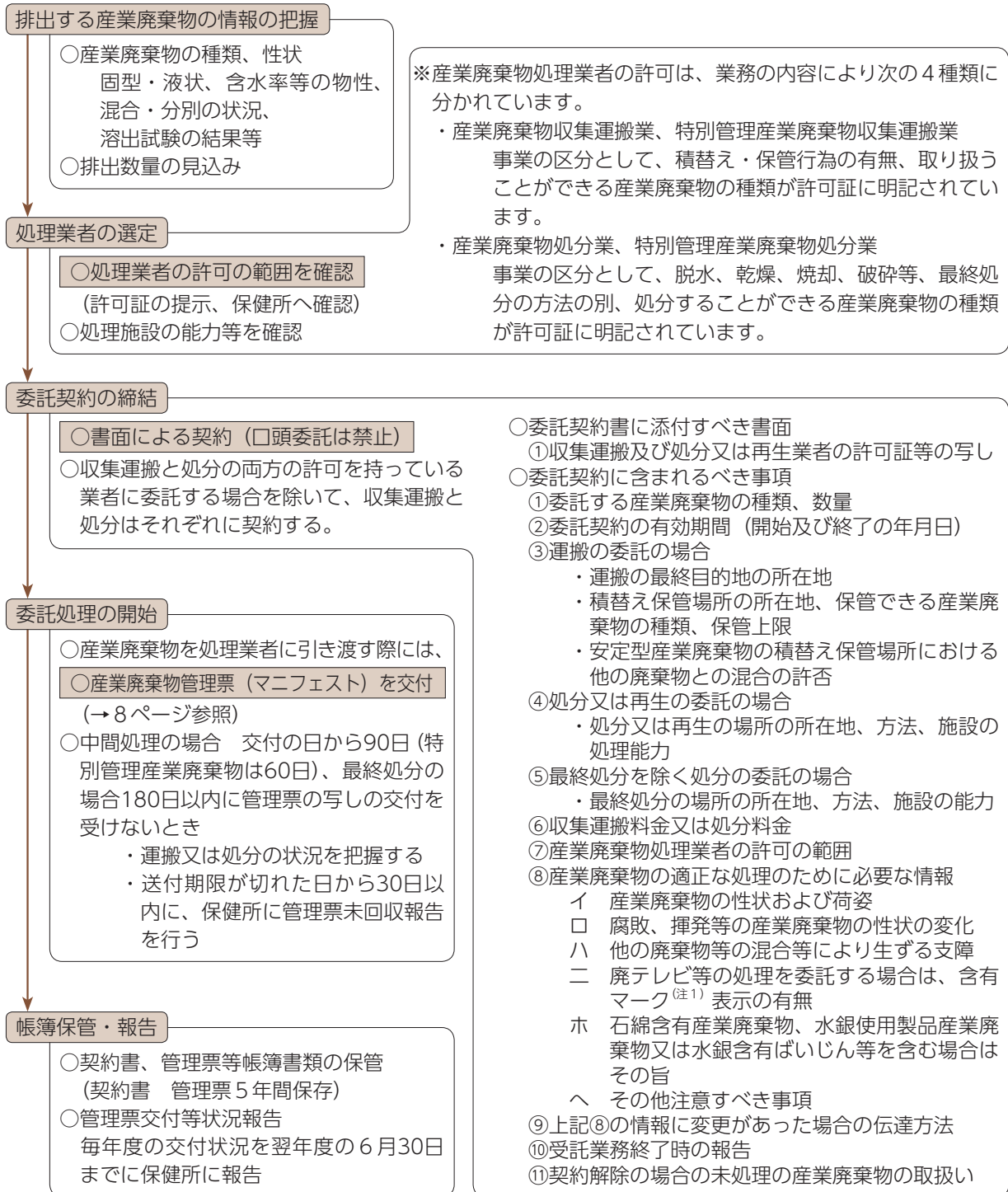
VI

産業廃棄物の委託基準

排出事業者は、その産業廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託することも認められていますが、その場合は、産業廃棄物の処理を業として行うことのできる者（産業廃棄物処理業者）に委託しなければならない等の委託基準を守らなければなりません。

また、排出事業者は、処理業者に処理を委託する場合は、その適正処理を確保するために必要となる経費は当然負担する義務があります。

【産業廃棄物の委託処理のフロー図】



(注1) 日本工業規格（JIS C0950）に規定されている含有マークで、平成18年7月1日以降に製造されたテレビ等7製品のうち有害物質（鉛等6物質）を含有するものに表示が義務付けられている。

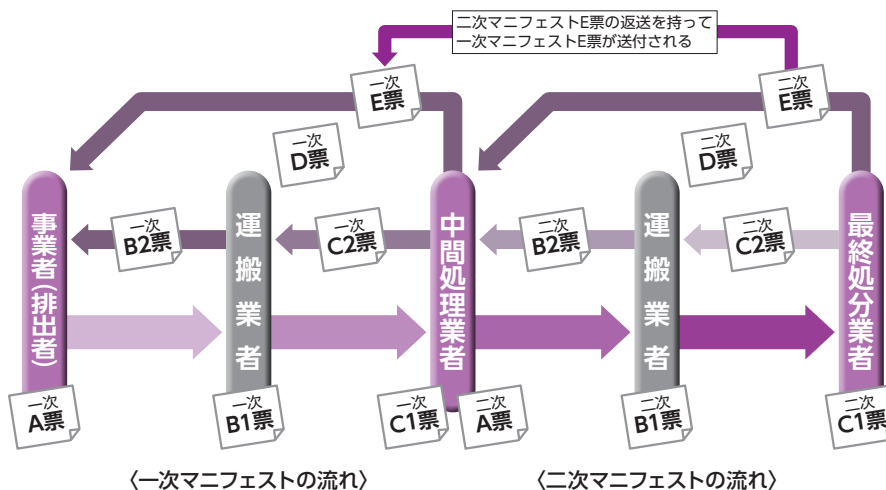
VII

産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物管理票制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者、取扱いの注意事項などを管理票に記載して利用することにより、産業廃棄物の最終処分までの流れを確認する方法です。

この制度を利用することにより、産業廃棄物が最終処分されたことを最後までチェックでき、不適正な処理や不法投棄を未然に防止することができます。

（1）管理票の標準的な交付方法



- ・当該産業廃棄物を受託者に引き渡す際に交付すること。
- ・当該産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違ないことを確認の上、交付すること。
- ・排出事業者はA票、B2票、D票及びE票について保管（5年間）すること。

（2）管理票の記載事項（廃棄物処理法施行規則に定める様式）

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

産業廃棄物管理票										
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号				交付担当者	氏名			
事業者	氏名又は名称					事業場	名称			
	住所 〒 電話番号						所在地 〒 電話番号			
産業廃棄物	種類					数量	荷姿			
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）									
最終処分の場	所在地									
運搬受託者	氏名又は名称					運搬先の事業場	名称			
	住所 〒 電話番号						所在地 〒 電話番号			
処分受託者	氏名又は名称					積替え又は保管	所在地 〒 電話番号			
	住所 〒 電話番号									
運搬の受託	(受託者の氏名または名称) (運搬担当者の氏名)					受領印 印	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量	
処分の受託	(受託者の氏名または名称) (処分担当者の氏名)					受領印 印	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地									
(記載上の注冊)										
1. 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。										
2. 余白には斜線を引くこと。										
3. 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。										
4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。										
5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石膏含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。										

○産業廃棄物管理票の用紙は、次のところで取り扱っています。

一般社団法人 島根県産業廃棄物協会

松江市東朝日町112 TEL.0852-25-4747 FAX.0852-59-5771

VIII

産業廃棄物運搬車への表示と書面の備付け

(1) 表示の義務について

対象となる車両：産業廃棄物を収集又は運搬する車両。(排出事業者等が自ら運搬する車両を含みます。)

	排出事業者の自己運搬	産業廃棄物収集運搬業者
表示の位置	車体の両側面	
表示の色	識別しやすい色で表示すること	
表示項目(かっこ内は文字の大き)	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物運搬車であること(140ポイント以上) ●氏名又は名称(90ポイント以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物運搬車であること(140ポイント以上) ●氏名又は名称(90ポイント以上) ●許可番号(下6桁 90ポイント以上)

産業廃棄物運搬車の表示例
(収集運搬業の許可業者)



(排出事業者の自己運搬)



(2) 書面の備付けの義務について

産業廃棄物を収集又は運搬する場合は、下表の事項を記載した書面を車両に備え付けなければなりません。

	備え付ける書面の記載事項
排出事業者の自己運搬	①事業者の氏名・名称、住所 ②運搬する産業廃棄物の種類及び量 ③運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先 ④運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
産業廃棄物収集運搬業者	①産業廃棄物収集運搬業許可証の写し ②当該運搬のマニフェスト

※電子マニフェスト使用事業者については、別に規定されています。

備え付ける書面の例 (排出事業者の自己運搬)

積載年月日	年 月 日	整理番号		
事業者		産業廃棄物の種類		数量
氏名又は名称				
住所				
積載事業場		運搬先の事業場		
名称		名称		
所在地		所在地		
連絡先		連絡先		
(備考)				

IX

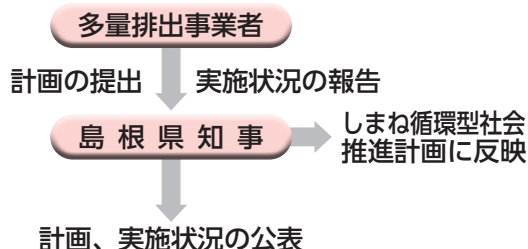
多量排出事業者の責務

(1) 多量排出事業者の処理計画の策定

多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成して、都道府県知事に提出し、及び計画の実施状況を報告しなければなりません。

(2) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画に関する事項

- 処理計画には、
 - ・計画期間
 - ・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - ・産業廃棄物の排出の抑制、分別、再生利用等に関する事項
 - ・産業廃棄物の処理の委託に関する事項
 などを定めること。
- 処理計画は、当該年度の6月30日までに、実施状況は翌年度の6月30日までに提出すること。
- 処理計画及び実施状況の公表は、インターネットにより行うこと。



(3) 多量排出事業者の範囲

(政令) 前年度における産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場を設置している事業者 (特別管理産業廃棄物については50トン以上)

古い建物をお持ちの皆様へ

照明器具にPCBが入っている可能性があります!!

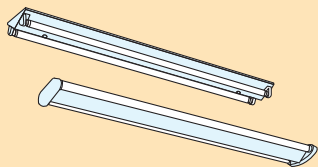
PCB使用安定器を使用した照明器具

(昭和32年1月～昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部に使用)

➔昭和52年3月までに建築・改修された建物に設置された可能性がある

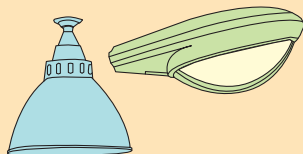
蛍光灯器具

(オフィス・教室用等)



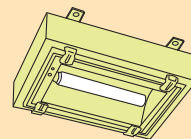
水銀灯器具

(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具

(トンネル用)



※日本照明工業会HPより

蛍光灯器具は、磁気式安定器が対象です。インバータ（電子）式安定器には、PCBは使用されておりません。

また、一般家庭用の蛍光灯器具にはPCBは使用されていません。

PCB使用安定器の処分期間：平成**33**年**3**月**31**日まで

処分期間内に必ず処分できるよう計画的に確認、交換等を実施してください

- PCB使用照明器具に関する詳細：各メーカーに問い合わせるか（一社）日本照明工業会ホームページを参照してください
- PCB特別措置法、廃棄物の保管・管理に関するお問い合わせ：以下のお問い合わせ先へ

産業廃棄物に関する問い合わせ先

所轄する市町村	保健所	担当	住所	電話番号
安来市	松江保健所	環境保全課	〒690-0011 松江市東津田町1741-3	0852-23-1318
雲南市、奥出雲町、飯南町	雲南保健所	環境保全課	〒699-1396 雲南市木次町里方531-1	0854-42-9668
出雲市	出雲保健所	環境保全課	〒693-0021 出雲市塩冶町223-1	0853-21-1197
大田市、川本町、美郷町、邑南町	県央保健所	環境保全課	〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1	0854-84-9809
浜田市、江津市	浜田保健所	環境保全課	〒697-0041 浜田市片庭町254	0855-29-5560
益田市、津和野町、吉賀町	益田保健所	環境保全課	〒698-0007 益田市昭和町13-1	0856-31-9554
海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	隠岐支庁 隠岐保健所	環境衛生課	〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町大字港町塩口24	08512-2-9719

松江市内の事業者の方：松江市廃棄物対策課 0852-55-5671

島根県環境生活部廃棄物対策課

〒690-0887 島根県松江市殿町128番地

TEL (0852) 22-6151・22-5261

2018年4月改訂